令和5年度 監督処分業者(指示処分)

久	処分年月日		免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要	
左	Ŧ.	月	日	元計省方	学 未任石	都道府県	市区町村		業務停止期間	建汉11荷の帆安
2	023	11	8	栃木県知事 (1)第5327号	有限会社プラスワン	栃木県	小山市	指示処分		1 被処分者は、不動産売買契約に際し、売買の相手方に将来の利益を断定的に告げた。 告げた。 2 被処分者は、不動産売買契約等に際し、買主が金融機関から本来受けられる融 資の額を超えた額の融資を受けられるよう提案・協力をした。